

水防法と消防法

水防とは(水防法より)

目的

洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持する。

内容

水害を防御、水害による被害を最小限にとどめるために、国、都道府県、市町村の役割を定め、水防組織や水防活動等について規定。

役割

国（都道府県）： 都道府県、市町村等に水防に関する予報・警報等を行う。

都道府県： 水防管理団体（市町村等）が行う水防が十分に行われるように確保する。第二次的水防責任を有する。

市町村： 水防管理団体として水防を十分に果たす責任があり、第一次的水防責任を有する。

住民： 水防に従事する義務を有する。

水防法の沿革

水防法の制定について

消防組織法(S22年)、消防法(S23年)の制定により、水防も消防の任務として規定

- ・消防法等によらない水防組織等の存在（伝統的な自治組織により運営）
- ・消防法が火災に関することを重点としている
- ・カスリーン台風(S22)などの大型台風が襲来し、大水害をもたらした



水防の重要性、水防に関する基本法が必要と認識され、水防法が制定された(S24年)

水防法(S24年) 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、**洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し**、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

消防組織法(S22年) 第一章 総則(昭和22年)

(消防の任務)

第一条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、**水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか**、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

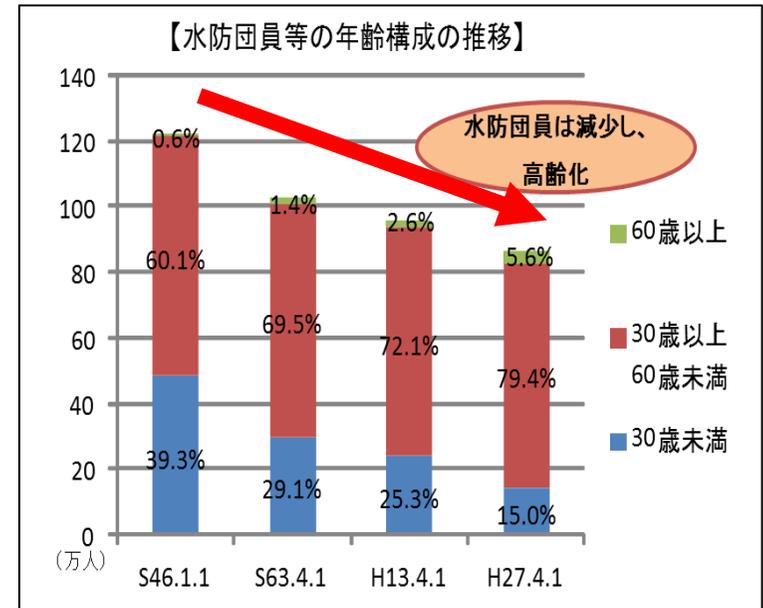
消防法(S23年) 第一章 総則

第1条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、**火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか**、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

民間を活用した水防活動の円滑化（平成29年度改正）

- 水防管理者等に水防活動のために認められている権限の一部を、**水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者**が行使できることとし、**民間事業者による水防活動を円滑化**。

<民間活力を活用した水防活動（イメージ）>



【民間事業者は、水防管理者から委託を受けた水防活動の範囲内に限り以下の権限を行使可能】

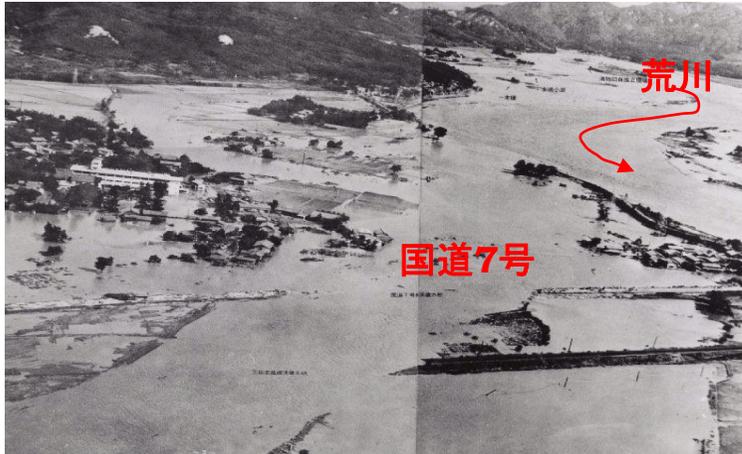
緊急通行(法19条)

- 水防上緊急の必要がある場所に赴くときの私有地等の通行。

公用負担(法28条)

- 水防のため緊急の必要があるときの他人の土地等の使用。

荒川 S42. 8. 28羽越水害 R4. 8. 4大雨による水災害



堤防決壊による浸水状況(旧神林村平林地区)

昭和42年8月28日
羽越水害



浸水状況(坂町駅前)



堤防決壊による浸水状況(関川村雲母地区)



浸水状況(村上市坂町地区)

令和4年8月4日
大雨による水災害



浸水状況(村上市小岩内地区)

羽越河川国道事務所

災害は忘れたところによつて来る
土屋元北陸地方整備局長